

平成 22 年 4 月 28 日改定
 平成 22 年 3 月 19 日
 金融庁

未公開株取引等の問題に対する対応状況について

未公開株取引に関し、最近、金融庁金融サービス利用者相談室への相談件数が増加しています。これらは、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、中には金融庁などの行政機関等を名乗る事例も見られています。

また、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）の取引に関しても、無登録業者が関与する詐欺的事例のほか、金融商品取引業者（登録業者）による問題事例も発生しています。

こうした詐欺的な投資勧誘の問題について、金融庁は、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、

- ・ 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ・ 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じ、厳正に対応
- ・ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告や、警察当局との連携等の対応に取り組んでおりますが、最近の状況を踏まえ、さらに、以下のような取組みを進めてまいります。

1. 被害の未然防止に向けた取組み

- ・ 消費者庁・警察庁との連名により、リーフレット（『その「もうけ話」、大丈夫ですか？詐欺的な投資勧誘にご注意ください！』）の作成・配付。
- ・ 日本証券業協会において、消費者庁・警察庁・金融庁との連名により作成したポスター（『こんな「未公開株勧誘」にご用心！』）の配付等に協力。

2. 被害の拡大防止に向けた取組み

- ・ 【平成 22 年 4 月 28 日追加】無登録で金融商品取引業を行う者に対する警告書の発出等の事実について、平成 22 年 4 月 28 日からウェブサイトでの公表を開始（無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について）。
- ・ 【平成 22 年 4 月 28 日追加】無届募集等に関する留意事項として、少人数向け勧誘に該当するかどうかは、有価証券の内容や勧誘の実態を含む諸状況に照らし、実質的に判断すること等を明記した「企業内容等開示ガイドライン」の改正案を平成 22 年 4 月 9 日に公表（パブリック・コメント実施中）。
- ・ 平成 22 年 3 月 9 日に国会に提出した「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」において、金融商品取引法等に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対する裁判所の差止命令への違反に係る両罰規定を整備。
- ・ 平成 22 年 3 月 19 日に警察庁が設置した「資産形成事犯対策ワーキングチーム」への参画など、警察当局との連携の強化。

3. 被害の回復に向けた取組み

- ・ 平成 22 年 3 月 9 日に国会に提出した「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」において、破産手続開始の原因となる事実がある場合に当局から破産手続開始の申立てを行える範囲を、一部の金融商品取引業者（証券会社）から金融商品取引業者全般に拡大。
- ・ 金融機関等に対し、「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為」に該当する場合には「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に基づく手続を適切に実施する等の取組みを要請。

(参考リンク) 未公開株購入の勧誘にご注意!

いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください!

偽造した関東財務局の印章を用いた文書による詐欺的行為にご注意ください!

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局証券課 (企業内容等開示ガイドラインに係る部分を除く)

(内線 3351、3636)

総務企画局企業開示課 (企業内容等開示ガイドラインについて)

(内線 3660、3804)

『その「もうけ話」、大丈夫ですか?詐欺的な投資勧誘にご注意ください!』

『こんな「未公開株勧誘」にご用心!』 (日本証券業協会ウェブサイト)

『無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について』

『企業内容等の開示に関する留意事項について』 (企業内容等開示ガイドライン)の一部改正案の公表について (平成 22 年 4 月 9 日)

『金融商品取引法等の一部を改正する法律案』

- ・ 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備
- ・ 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について

無登録で金融商品取引業を行っているとして、金融庁(財務局)が警告書の発出を行った者の名称等を掲載しています。

公表の対象とする者

平成 22 年1月以降、無登録で金融商品取引業を行っているとして、金融庁(財務局)が警告書の発出を行った者(金融商品取引法第 63 条第2項に基づく届出を行った者(適格機関投資家等特例業務届出者)を含む。)

- [警告書の発出を行った無登録業者](#) (平成 22 年 6 月 2 日更新)
- [警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業務届出者](#)

○ ご覧いただく場合の留意事項

- **掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者でも、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。**
- 掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称についても、現時点の名称でない場合があります。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
 (警告書の発出を行った無登録業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称についても、現時点の名称でない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
(株)ウィンド	東京都中央区新川2-3-4 新川田所ビル4階		平成22年6月
ベンチャービジネス証券投資法人 SA Homes投資事業有限責任組合本部	東京都中央区日本橋茅場町2-12-6	登録投資法人である「ベンチャービジネス証券投資法人」の名を騙っている。	平成22年5月
(株)アクセスプラン	東京都港区新橋4-31-3 新橋オーシャンビル9階		平成22年4月
(株)アセットリンク	東京都新宿区市谷八幡町16-307		平成22年4月
(株)内田・内田投資事業組合	東京都新宿区西新宿7-18-19		平成22年4月
(株)MIT	東京都港区虎ノ門三丁目12-1		平成22年4月
(株)MCI	東京都中央区入船1-1-26 永井ビル2階		平成22年4月
クラフト証券	東京都台東区東上野3-36-1 上野第2ビル2階		平成22年4月
クレア・インベストメント(株)	東京都豊島区西池袋1-29-5 山手ビル12階		平成22年4月
(株)グローバルインベスターズジャパン	東京都港区虎ノ門5-12-8		平成22年4月
ソーシャルキャピタル投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂2-17-50 赤坂タワーレジデンスTop of the Hill 1805		平成22年4月
(株)大経	東京都中央区日本橋2-9-5 アサヒビル7階		平成22年4月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
 (警告書の発出を行った無登録業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称についても、現時点の名称でない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
(株) T・A・P	東京都中央区東日本橋3-6-12 東日パークビル		平成22年4月
(株)ディレクト	東京都港区南青山3-8-35		平成22年4月
(株)東都パートナーズ	東京都千代田区岩本町2-8-9		平成22年4月
東和トレーディング	東京都千代田区神田須田町1-34 下鳥商会ビル3階		平成22年4月
ノーブルアセットマネジメント(株)	東京都台東区上野1-11-7		平成22年4月
光信託(株)	東京都新宿区西新宿5-7-2 西出ビル4階	商号に「信託」という文字を使用しておりますが、信託業法の免許・登録を受けた業者ではありません。	平成22年4月
(株)メジャーマネージメント	東京都中央区日本橋富沢町10-16 日本橋KKビル2階		平成22年4月
(株)メディカルプライム	東京都中央区日本橋箱崎町16-1 トーマスビル2階		平成22年4月
(株)夢屋	東京都中央区日本橋茅場町2-17-5 茅場町リバーサイドビル4階403号		平成22年4月
(株)インタベスト	大阪府大阪市北区天神西町5-9-305		平成22年4月
新興アセットマネジメント	(旧所在地等) 大阪府大阪市西区江戸堀1-8-18 8階 (新所在地等) 大阪府大阪市西区北堀江1-23-9-1008		平成22年4月
(株)DANK	愛知県名古屋市中村区名駅南三丁目4-11		平成22年4月

※平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った無登録業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称についても、現時点の名称でない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
(株)よつばコンサルタント	愛知県名古屋市中区丸の内3-15-15		平成22年4月
(株)ゲートオープン	福岡県福岡市博多区住吉2-13-6 アーバン住乃江1306		平成22年4月

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業務届出者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称についても、現時点の名称でない場合があります。

商号又は名称	所在地又は住所	備考	掲載時期
(株)マージャーズキャピタル	東京都千代田区丸の内一丁目11-1		平成22年4月
(株)ハヤシファンドマネジメント	東京都中央区日本橋茅場町三丁目6-4		平成22年4月

「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の一部改正

(平成22年6月4日適用開始) 抜粋

(無届募集等について)

4-23

イ 無届募集等に関する情報を入手した場合の対応

有価証券届出書又は発行登録書(発行登録追補書類を含む。)(以下4-23において「有価証券届出書等」という。)を提出せずに、募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定により届出を要するものに該当するものに限る。)を行っている場合(以下4-23において「無届募集等」という。)に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

(1) 情報の受付

投資者等から、無届募集等に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容(無届募集等の行為者、所在地、代表者名、電話番号、募集又は売出しの実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等)を聴取した上、次により対応する。

- ① 他の財務局内に本拠地のある者により行われている無届募集等の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する(その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする)。
- ② 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。
- ③ 情報提供者から無届募集等を行っている者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないよう留意する。
- ④ 無届募集等が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう慫慂する。
- ⑤ 投資者等からの苦情・照会の内容及び無届募集等を行っている者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。
- ⑥ 捜査当局からの情報提供依頼があった場合には、事実関係を財務局担当課室長名において回答することとする。

(2) 無届募集等を行っていることが判明した場合

直接受理した情報や金融庁・他の財務局から提供された情報により、行為者名及び連絡先が判明しており、かつ、実態がある程度判明している行為者については、直接、当該行為者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、無届募集等が判明した場合には、次により対応する(捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く)。

- ① 無届募集等に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある発行者でない場合には、直ちに有価証券届出書の提出を求める。
- ② 無届募集等に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに取り止めるよう様式4-1により文書による警告を行う。

(3) 無届募集等を行っているとは断定するまでには至らない場合

実態把握の結果、当該行為者が無届募集等を行っているとは断定するまでには至らない場合であっても、行っているおそれがあると判断される場合には、様式4-2により文書による照会を行う(捜査当局による捜査に支障が出る場合は除く)。

(4) 警告を発したにもかかわらず是正しない場合

様式4-1による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。

□ 無届募集等に関する留意事項

以下に例示するような場合は無届募集等となるので十分注意すること。

- 有価証券の内容や勧誘の実態を含む諸状況に照らし、実質的に同一種類と認められる有価証券を、6ヶ月以内に、50名未満の相手方に対し複数回に分けて勧誘することにより、少人数向け勧誘とはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。

なお、定義府令第10条の2に定める償還期限や利率等については、過度に形式的な判断を行わないことに留意する。

- 海外の相手方に勧誘を行ったが、当該相手方の代理等を行う金融商品取引業者に対する勧誘が国内で行われる等実態に鑑み、海外での募集又は売出しとはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。

(様式4-1)

<p>無届けで募集を行っている者に対する警告書(案)</p>
<p>(商号) (代表者の氏名)</p>
<p>〇〇財務(支)局長 印</p>
<p>金融商品取引法第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。</p> <p>今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は有価証券の募集に該当するおそれがあると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。</p> <p>つきましては、貴社における是正措置状況を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。</p> <p>なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。</p>

(注) 無届けで売出しを行っているおそれがある者に対しては、「募集」を「売出し」とする。

(様式4-2)

<p>無届けで募集を行っているおそれがある者に対する照会書(案)</p>
<p>(商号) (代表者の氏名)</p>
<p>〇〇財務(支)局長 印</p>
<p>金融商品取引法第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。</p> <p>今般、当局に貴社が有価証券の募集に該当するおそれがある行為を行っているとの情報が寄せられております。</p> <p>つきましては、貴社における当該行為の状況を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。</p> <p>なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。</p>

(注) 無届けで売出しを行っているおそれがある者に対しては、「募集」を「売出し」とする。